

東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

通院が困難でもご安心下さい。ご自宅に伺って施術しております。お身体の痛みを和らげ、機能回復を目指したマッサージです。

医師の同意に基づき、**健康保険**が使える**訪問マッサージ**です。

「**無料体験マッサージ**」のお申し込み・ご相談はこちらへ
【TEL】0120-978-531
営業日：月～土（9時～18時）
らいふマッサージ治療院 市川店

東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ご高齢者のお食事にお悩みではありませんか？

栄養士がメニューを管理日替わりのお弁当で飽きがこない。4種類のお弁当から、ご自分に合ったものを選べます。

●安否確認 OK ●1食からお届け
●土日配達 ●昼・夕2回
●刻み食お粥対応 1食 ¥577から

高齢者専門宅配弁当（営業時間：8時～17時）
宅配クック1・2・3 中山店
【TEL】0120-959-580
まずは無料試食を！お電話ください。

難解な雨漏りを一発解決

雨漏り検査!

漏水検査工法特許第1964971号でピンポイント検出

修繕費の無駄はカット

壁、天井のしみを見つけられます、こー観下さい!!!

tel 03-5875-6633

信頼と実績の**見積り無料**株式会社サーベイ
検査・修繕 〒125-0062 東京都葛飾区青戸 6-27-7

太陽光発電システム
オール電化工事

家計と地球にやさしい
光熱費ゼロの生活
めざしてみませんか？

見積り、相談、無料!! お気軽に
ご相談ください!!

地域唯一のシャープ・サンビスタ取り扱い特約店

＜第一セントラル設備街＞
〒272-0816 千葉県市川市本北方1-35-5
TEL 0120-025-238
HP http://taiyoko.com/

ウィズ・カレッジ '11

● 専門家を招いて学ぶウィズ・カレッジ。今年は、「あなた自身と家族、本当に守れますか?男女共同参画の視点で家族&地域の総合防災力を上げよう」をテーマに防災について学びましょう。

③6月24日(金) 市川市の防災について(危機管理課職員)/まとめた話～今後に向けての取り組み
いずれも午前10時～正午の全3回の連続講座です。
講 浅野幸子氏(全国地域婦人団体連絡協議会 研究員)
場 男女共同参画センター(市川1-24-2) 6階研修室F
※無料保育有(6カ月以上未就学児) 要予約。
A 先着30人

● 日内
①6月14日(火) 被害拡大を防ぐ!重要な「減災」の視点/地震!その瞬間あなたは?そして避難所へ行けますか
②6月21日(火) 災害で女性と男性は、どのような困難に直面するのか/避難生活をイメージして話し合ってみよう

申込み ☎322-6700男女共同参画センター

東日本大震災関連

義援金受け付け

●福祉事務所、●総務課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センターで日本赤十字社の義援金を受け付けています。直接おいでになれない方は、下記口座などをご利用ください。
振込口座 ゆうちょ銀行 00140-8-507
日本赤十字社東日本大震災義援金
クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easyも利用できます。
●詳しくはホームページまたは☎334-1176 日本赤十字社市川市地区(福祉事務所内)

市川産農産物の放射性物質検査結果について

千葉県は4月28日、市川産ホウレンソウ(露地)について放射性物質のモニタリング調査を行いました。結果は、国の定める暫定規制値以下でした。県では、今後も定期的に検査を継続して行います。(農政課)

市営住宅への被災者受け入れ状況

市では、5月9日現在で10世帯の被災者の方に市営住宅を提供し、受け入れ支援を行いました。

被災された中小企業への融資制度

市内にある事業所などに直接被害に遇った中小企業・個人事業主の方で、事業再建に要する費用が対象。原料高、商品不足、計画停電などの影響による減収などの間接被害は対象となりません。

●千葉県「セーフティネット資金(災害緊急対策)」☎043-223-2707
●日本政策金融公庫「災害復旧貸付」☎0120-154-505
●商工組合中央金庫(商工中金)「災害復旧貸付」☎0120-079-366
※いずれも「防災証明書」が必要となります。融資は、資金使途や金額についての個別審査により決定されます。(商工振興課)

建築確認申請等の手数料を免除

東日本大震災により、被災した建築物を建て替える場合等に手数料の免除を行っています。

●免除の内容
・建築物の建て替えなどに伴う建築確認、検査等の手数料

●免除の要件及び期間
・自己の居住の用に供する一戸建ての住宅又は、店舗併用住宅等を建築する場合
・「防災証明書」において、全壊又は半壊のもの
・市川市に在住し、市税を完納しているもの
※詳しくは、お問い合わせください。

☎334-1428 建築審査課

市川市の災害時の緊急情報を知ることができます

●市公式Webサイト(市ホームページ)
●メール情報サービス(緊急情報) ※登録が必要です。
info@city.ichikawa.chiba.jp
または右のQRコードから空メールを送信し、受信メールに記載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。

●いちかわケーブルネットワーク(CATV) アナログ9ch/デジタル11ch
●防災行政無線

QRコード

地域経済に活!

市川市産業振興基本条例を制定

今年度の市政運営重点施策の1つに掲げた「活力のあるまちづくり」の根幹となる「市川市産業振興基本条例」を制定しました。市民の皆さんの理解と協力のもと、事業者、経済団体、市が一体となって産業を振興する、「地域経済の活性化宣言」ともいえる条例の概要を紹介します。(商工振興課)

【役割を明確に】厳しい経済状況のなかで、産業振興を図るために、全ての産業が有機的に連携した総合的な産業振興策が求められています。そこで、産業振興に関する基本的な条例を定めることで、市の姿勢を示し、これを拠り所として今後の産業振興策を展開するとともに、市、事業者、経済団体、各々の役割を定めて、相互に連携し、市民の理解と協力のもと、市が一丸となって産業基盤の安定と健全な発展を推進し、地域経済の発展を目指すものです。

【期待される効果】市、事業者、経済団体が、相互に連携し、産業基盤の安定と健全な発展を推進することで、地域経済が活性化し税収の向上や雇用の確保により、地域社会の発展につながることを期待されます。また、地域ぐるみで産業振興を支援して地域産業を励ます効果や、事業者は自らの事業に対して市民の理解と協力が得られることも期待できます。

さらに、市は地域の実情に適した産業振興策を実施する根拠が得られ、経済団体は加入促進活動において未加入企業などに対して働きかけがしやすくなり、経済団体組織の基盤強化を図ることが可能となります。

相談は、プライバシーに配慮し、秘密厳守でお受けします。人権侵害事件と認められる場合は、相談者の意向のもと、法務局職員と共に救済のための措置をとります。

なお、市の定例の人権擁護相談日程は、毎月第1土曜日発行の広報いちかわでお知らせしています。

特設、定例相談共に予約の必要はありません。(男女共同参画課)

特設相談所
☐6月5日(日)午前10時～午後4時(受け付けは午後3時30分まで)
●男女共同参画センター(市川1-24-2)5階 ※駐車場なし

市人権擁護委員(敬称略 五十音順)
青野博 阿部亜紀子 阿部和子 池田良一 伊藤良男
鶴澤洋津子 門倉恵三子 川村延彦 軍司育雄 高橋高子
田中和子 千葉宗武 成田久江 松原いつ子 右谷孝子
村越進 山本繁樹 吉田昭枝

平成23年度の主な地域経済活性化策

中小企業の振興を図るため、融資期間の変更や借換え制度を1年延長
市内中小企業への支援をより一層充実させるため、借入れ事業者の返済負担の軽減を図ります。

●小規模事業資金と小口零細企業保証制度資金
運転資金の融資期間:[5年以内]→[7年以内]
●商店街空き店舗等利用資金
設備資金に加え運転資金の融資も可能に
●借換え制度を延長
受付期間:平成24年3月31日まで延長
●4月1日から融資利率を引き下げ
※対象、限度額、利率など詳しくは、お問い合わせください。

プレミアム付商品券の発行支援
●地域経済の活性化を図るため、総額5億5千万円(プレミアム10%付)商品券の発行を支援します。※詳しくは、決まり次第広報いちかわなどでお知らせします。

☎334-1341商工振興課

パブリックコメント

第9次市川市交通安全計画(素案)について

市では、今年度から27年度までの5年間の交通安全に関する施策を定めた「第9次市川市交通安全計画」の作成を進めています。この計画素案について、市民の皆さんにお知らせするとともに、広く意見を募集します。

閲覧場所 ●交通計画課、市政情報センター、市政情報コーナー(中央図書館、行徳図書館、大野公民館図書室、男女共同参画センター)、市ホームページ

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する個人、法人または団体、本件に利害関係を有する方及び本市に関心を持つ方

募集期間 5月17日(火)～6月17日(金)

提出方法 意見用紙に、この計画(素案)に対する意見と、住所・氏名(ふりがな)または団体名(担当者氏名)を書き、交通計画課(〒272-8501 ※住所不要)に郵送、FAX336-8035、持参のいずれかで。また、市のホームページからも提出できます。

☎334-1453 交通計画課

人権擁護委員の日にちなみ 日曜特設相談所を開設

「みんなで築こう 人権の世紀
♥考えよう相手の気持ち♥育てよう思いやりの心♥」
(平成23年度 啓発活動重点目標)

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国的な啓発活動を展開しています。人権擁護委員は、市長が市民の中から人権の理解のある方を推薦し、法務大臣から人権相談を受けて人権教育・啓発活動や人権相談を行う街の相談パートナーで、弁護士・保護司・教育関係者も多く含まれています。

相談は、プライバシーに配慮し、秘密厳守でお受けします。人権侵害事件と認められる場合は、相談者の意向のもと、法務局職員と共に救済のための措置をとります。

なお、市の定例の人権擁護相談日程は、毎月第1土曜日発行の広報いちかわでお知らせしています。

特設、定例相談共に予約の必要はありません。(男女共同参画課)

特設相談所
☐6月5日(日)午前10時～午後4時(受け付けは午後3時30分まで)
●男女共同参画センター(市川1-24-2)5階 ※駐車場なし

市人権擁護委員(敬称略 五十音順)
青野博 阿部亜紀子 阿部和子 池田良一 伊藤良男
鶴澤洋津子 門倉恵三子 川村延彦 軍司育雄 高橋高子
田中和子 千葉宗武 成田久江 松原いつ子 右谷孝子
村越進 山本繁樹 吉田昭枝

菅平高原いちかわ村

夏休み期間は往復はがきで申し込み

「菅平高原いちかわ村」の利用は、より多くの方が利用できるよう、夏休み期間中は往復はがきでの申し込みによる抽選となります。なお、抽選終了後に空きがある場合は6月13日(月)から受け付けます。(市ホームページから空き情報が確認できます)
※菅平高原いちかわ村は、平成24年度末までに閉鎖する予定です。

☐7月28日(木)～8月29日(月)の宿泊利用
※水曜日は休村日のため、火曜日と水曜日の宿泊はできません。
(8月9日、10日は宿泊可)
なお、8月8日(月)泊～14日(日)泊の間は最長2泊まで。
A市内在住・在勤・在学の方
B往復はがき(1グループ1枚)に住所(勤務先または学校名)、氏名、年齢、性別、電話番号、宿泊日(泊数)、宿泊人数(0歳児でも1人と数えます)、施設名(数)、返信のあて先を書き、6月3日(金)必着で生涯学習振興課(〒272-8501 ※住所不要)。抽選は6月6日(月)

料金

施設名	部屋数	区分	利用料金(税抜き)
個室	8部屋(定員5人)	大人 小中学生	2,400円 900円
大部屋	男女各1部屋 ※男女別の相部屋(定員16人)	大人 小中学生	1,200円 450円
バンガロー	6棟(定員5人)	1棟	3,600円
テントサイト	4張	1張	1,200円

食事=朝400円 昼450円 夜850円(消費税はかかりません)

☎334-1657 生涯学習振興課